



# りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 5 月 4 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

## 「BOIの投資奨励策について」

タイ投資促進委員会(BOI)は3月10日、投資奨励の特典拡大を決定しました。2012年12月末日まで申請を受け付けます。詳細は以下の通りです。

投資促進項目	投資奨励特典
1. 省エネ・代替燃料関連事業、高度技術事業、環境に優しい素材や製品の製造事業を対象とする新規投資案件。  ※ バンコク事業地を除く	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機械輸入税を免除。</li><li>● 8年間の法人所得税を免除する</li><li>● その後5年間の法人税を50%控除。</li></ul>
2. 既存事業者の省エネ・代替燃料の使用、環境負荷軽減のための機械更新の設備投資。  ※ BOI奨励書の発給を受けた日より数えて3年以内に機械更新の投資を完了する計画を提出しなければならない	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機械輸入税を免除。</li><li>● 3年間にわたって投資額の70%を超えない範囲で法人所得税を免除。</li></ul>
3. 技術改良の投資奨励。既存生産ラインを改良し、新製品を製造するための設備投資。  ※ 従来の商品とは異なるもので、新種商品について明確に説明することが求められる	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機械輸入税を免除。</li><li>● 新製品の製造で得られる法人所得税を3年間免除。</li></ul>
4. 環境改善に関わる投資。製油所、天然ガス分離プラント、発電所、化学・石油化学、鋳物、基礎金属工業などが対象。  ※ BOI奨励書の発給を受けた日より数えて3年以内に投資を完了する計画を提出しなければならない	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機械輸入税を免除。</li><li>● 3年間にわたって投資額の70%を超えない範囲で法人所得税を免除。</li></ul>
5. 既存事業者に対する原料輸入税免除特典または投資奨励法第36条(1)(2)に基づく特典(※)を付与。自動車部品、プラスチック製品または樹脂被膜製品、エレクトロニクス製品・同部品、電気器具・同部品の既存事業者が対象。  ※投資奨励法第36条 (1) 輸出用の製品または生産物の生産、組み立て、または混合のため輸入される原料・必要材料に対する輸入税の免除。 (2) 被奨励者が再輸出を目的として輸入する品目に対する輸入税の免除。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 輸出向け生産の輸入原材料の輸入税を1年間免除。</li></ul>

【出所:タイ国投資委員会HP、タイ経済より】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載